

議案第 59 号

鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 27 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

個人番号を利用する特定個人情報を追加するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年鯖江市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 市長の項中「または住民基本台帳法」を「、住民基本台帳法」に改め、「以下「住民票関係情報」という。）」の次に「、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）もしくは地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「高齢者医療保険給付関係情報」という。）」を加える。

別表 2 市長の項中「または住民票関係情報」を「、住民票関係情報または医療保険給付関係情報」に改める。

別表 3 市長の項中「または住民票関係情報」を「、住民票関係情報、医療保険給付関係情報または高齢者医療保険給付関係情報」に改める。

別表 4 市長の項中「または住民票関係情報」を「、住民票関係情報、医療保険給付関係情報、高齢者医療保険給付関係情報または国民健康保険法、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法もしくは高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。